

## 株 主 各 位

横浜市神奈川区山内町1番地

**横 浜 魚 類 株 式 会 社**

代表取締役社長 石 井 良 輔

### 第85期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第85期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができませんので、お手数ですが後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和元年6月24日（月曜日）営業終了時間の午後4時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 令和元年6月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 横浜市神奈川区山内町1番地  
横浜市中央卸売市場本場水産卸売棟5階 横浜市会議室  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 第85期（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）  
事業報告および計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役7名選任の件  
第3号議案 監査役3名選任の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本株主総会招集ご通知に掲載しております株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.yokohamagyorui.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## (添付書類)

# 事業報告

(平成30年4月1日から  
平成31年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当期における我国経済は、雇用・所得状況が改善し緩やかな回復傾向にあるものの、将来に対する先行不安から個人消費の増加は不透明な状況が続いております。

水産物流通業界におきましても、消費者の水産物に対する需要は依然として低調であり、仕入価格の上昇に加え人件費や運賃などの物流費のコストアップなどにより厳しい状況下にあります。

このような状況におきまして、当社は「安全・安心」でおいしい商品を消費者にお届けするという会社の基本方針の下、消費者のニーズにあった商品の販売に力を入れておりますが、市場内顧客に対する売上減少を市場外顧客への売上増加で補うことが出来ず、売上高は36,437百万円（前期比4.7%減）と減収になりました。

損益につきましては、売上高減少に伴う売上総利益の減少並びにイクラなどの在庫の処分損を計上したことなどにより、経費の減少はありましたが営業利益は11百万円（前期比60.7%減）、経常利益は11百万円（前期比41.0%減）と減益になりました。また、投資有価証券評価損6百万円を特別損失に計上したことなどにより、当期純利益は2百万円（前期比87.9%減）と減益になりました。

部門別の営業の概況は以下のとおりであります。

#### ①鮮魚部門

販売単価高はありましたが販売数量の減少により、売上高は減少いたしました。この結果、取扱数量は19,151トン（前期比6.0%減）、売上高は16,965百万円（前期比2.5%減）となりました。

#### ②冷凍、塩干部門

販売単価高はありましたが販売数量の減少により、売上高は減少いたしました。この結果、取扱数量は22,141トン（前期比9.9%減）、売上高は19,471百万円（前期比6.5%減）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当期において特記すべき設備投資は行っておりません。

## (3) 資金調達の状況

当期において特記すべき資金調達は行っておりません。

## (4) 財産および損益の状況

| 区 分           | 平成27年度<br>第 82 期 | 平成28年度<br>第 83 期 | 平成29年度<br>第 84 期 | 平成30年度<br>第85期(当期) |
|---------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|
| 売 上 高(千円)     | 34,931,320       | 40,689,755       | 38,230,075       | 36,437,180         |
| 経 常 利 益(千円)   | 53,274           | 47,739           | 19,738           | 11,638             |
| 当 期 純 利 益(千円) | 40,565           | 28,695           | 17,232           | 2,088              |
| 1株当たり当期純利益(円) | 6.48             | 4.59             | 2.75             | 0.33               |
| 総 資 産(千円)     | 4,719,124        | 5,387,391        | 5,597,594        | 5,124,430          |
| 純 資 産(千円)     | 2,054,191        | 2,057,666        | 2,065,391        | 2,036,450          |

(注) 1株当たり当期純利益につきましては、記載金額の単位未満は四捨五入により表示しております。

## (5) 対処すべき課題

今後の景気動向につきましては、世界経済の減速による外需の減少や個人所得の伸び悩みによる個人消費の減少などを背景に景気の停滞が懸念されます。

水産物流通業界におきましては、消費者の水産物需要の減少と人手不足による諸経費の増加が予想され、好調とは言い難い状況が続くと考えております。

このような状況におきまして、当社は市場内の顧客への売上減少を市場外の顧客への売上増加で補うべく、横浜南部市場に設置した低温加工・物流設備「南部ペスカメルカード」を活用した営業活動を当社グループ会社と連携して行うなど、業績の向上に努める所存であります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

## (6) 主要な事業内容 (平成31年3月31日現在)

| 事 業    | 事 業 内 容           |
|--------|-------------------|
| 水産物卸売業 | 水産物および水産物関連商品等の卸売 |

## (7) 主要な営業所（平成31年3月31日現在）

| 区 分         | 所 在 地       |
|-------------|-------------|
| 本 社         | 神奈川県横浜市神奈川区 |
| 南 部 支 社     | 神奈川県横浜市金沢区  |
| 川 崎 北 部 支 社 | 神奈川県川崎市宮前区  |

## (8) 従業員の状況（平成31年3月31日現在）

| 区 分 | 従 業 員 数 | 前期末比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数  |
|-----|---------|--------|---------|---------|
| 男 性 | 90名     | △1名    | 43歳 8ヵ月 | 20年 0ヵ月 |
| 女 性 | 11名     | 0名     | 45歳 9ヵ月 | 22年 1ヵ月 |
| 合 計 | 101名    | △1名    | 43歳11ヵ月 | 20年 3ヵ月 |

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時員22名は含んでおりません。

## (9) 主要な借入先（平成31年3月31日現在）

| 借 入 先                   | 借 入 額     |
|-------------------------|-----------|
| 株 式 会 社 横 浜 銀 行         | 260,000千円 |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 135,200千円 |
| 農 林 中 央 金 庫             | 132,500千円 |

## 2. 会社の株式に関する事項（平成31年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 14,840,000株  
(2) 発行済株式の総数 6,290,000株（自己株式32,224株を含む。）  
(3) 株主数 3,221名（前期末比13名減）  
(4) 大株主

| 株 主 名                   | 持 株 数     | 持 株 比 率 |
|-------------------------|-----------|---------|
|                         | 株         | %       |
| 日 本 水 産 株 式 会 社         | 1,238,000 | 19.78   |
| 株 式 会 社 横 浜 銀 行         | 308,500   | 4.93    |
| 横 浜 冷 凍 株 式 会 社         | 194,343   | 3.11    |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 194,000   | 3.10    |
| マ ル ハ ニ チ ロ 株 式 会 社     | 192,500   | 3.08    |
| 東 洋 水 産 株 式 会 社         | 115,281   | 1.84    |
| 横 浜 魚 類 従 業 員 持 株 会     | 96,150    | 1.54    |
| 第 一 生 命 保 険 株 式 会 社     | 70,000    | 1.12    |
| 株 式 会 社 K T グ ル ー プ     | 60,000    | 0.96    |
| 石 井 良 輔                 | 41,700    | 0.67    |

(注) 持株比率は自己株式32,224株を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の状況（平成31年3月31日現在）

| 地 位     | 氏 名  | 担当および重要な兼職の状況                     |
|---------|------|-----------------------------------|
| 代表取締役社長 | 石井良輔 |                                   |
| 取締役副社長  | 柏原直樹 | 社長補佐（業務全般担当）                      |
| 常務取締役   | 向後重男 | 南部支社支社長                           |
| 常務取締役   | 松尾英俊 | 本場営業部部長                           |
| 取締役     | 泉広彦  | 本場営業部営業一部部長兼販売促進部部長               |
| 取締役     | 伊藤則行 | 川崎北部支社支社長                         |
| 取締役     | 塚本秋宏 | 管理部部長                             |
| 常勤監査役   | 杵代招久 |                                   |
| 監査役     | 菅友晴  | 弁護士<br>株式会社エレテックコーポレーション<br>社外監査役 |
| 監査役     | 越田進  | 浜銀フィナンズ株式会社 代表取締役社長               |

(注) ① 監査役菅友晴および越田進の2氏は、社外監査役であります。

1) 越田進氏は、長年金融機関に勤務し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

2) 当社は、菅友晴氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

1) 平成30年6月28日開催の第84期定時株主総会終結の時をもって、取締役稲生良邦氏は任期満了により退任いたしました。

③ 当事業年度中の取締役の地位および担当の変更は次のとおりであります。

1) 取締役泉広彦氏の担当が平成30年6月28日付で本場営業部営業一部部長兼販売促進部部長に変更となりました。

④ 取締役および監査役の報酬等の額

取締役（8名） 40,119千円

監査役（3名） 9,756千円

うち社外役員

社外監査役（2名） 2,400千円

上記の他に使用人兼務取締役3名の使用人分給与相当額23,580千円があります。

(2) 社外役員の兼職先と当社との関係

監査役菅友晴氏は、株式会社エレテックコーポレーションの社外監査役を兼務しております。なお、当社と株式会社エレテックコーポレーションとの間に特別な関係はありません。

監査役越田進氏は、浜銀ファイナンス株式会社の代表取締役社長を兼務しております。なお、当社と浜銀ファイナンス株式会社との間に特別な関係はありません。

(3) 社外役員の主な活動状況

| 氏名  | 地位    | 主な活動状況                                                                          |
|-----|-------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 菅友晴 | 社外監査役 | 当期開催の取締役会17回のうち16回に出席し、また監査役会17回のうち16回に出席し、取締役会等の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っております。 |
| 越田進 | 社外監査役 | 当期開催の取締役会17回のうち16回に出席し、また監査役会17回のうち16回に出席し、取締役会等の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っております。 |

(4) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、現時点において社外取締役として適任の方を選定できておりませんが、無理に社外取締役を選任すれば、企業の存続発展に重大な影響を及ぼすおそれがあると考えており、社外取締役を置くことが相当でないと判断しております。

当社は引き続き、社外取締役として適任な方の確保に努めて参りたいと存じます。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 E Y新日本有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、平成30年7月1日をもって、E Y新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

|                                         |          |
|-----------------------------------------|----------|
| ① 当社の会計監査人としての報酬等の額                     | 21,000千円 |
| ② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭<br>その他の財産上の利益の合計額 | 21,000千円 |

(注) 1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2) 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制の概要

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - 1) 重要事項は取締役会等で協議決定する他、顧問弁護士、顧問税理士、会計監査人と必要に応じ意見交換し、専門家の助言を受ける。
  - 2) 取締役は法令および定款に適合した適切な経営判断を行い、常に十分な情報収集に努める。
  - 3) 法令違反を未然に防ぐため内部通報制度を全社員へ周知徹底する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
取締役会議事録、稟議書、各種契約書、その他職務の執行に係る重要情報を文書保存規程に従い適切に保存・管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 1) リスクの発生を未然に防止するための手続は、与信管理規程等の社内規程による。
  - 2) リスクの管理および発生したリスクの対応等については、営業部門の責任者と管理部門の責任者が連携して行うこととする。  
なお、リスク管理にあたっては、顧問弁護士、顧問税理士、会計監査人等の専門家の助言を得て行うこととする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - 1) 役職員の業務分担と権限を明示し、重要事項は毎月開催する定例取締役会又は稟議制度等で協議決定する。
  - 2) 組織は出来るだけフラットにする。
  - 3) 定例取締役会以外に経営上の重要事項に対する率直な意見交換のために役員ミーティングを毎月開催する。
- ⑤ 会社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - 1) グループ全体に影響を及ぼす重要な事項については、当社担当取締役と関係会社経営陣とが随時情報を交換し、必要に応じて会議を開催して多面的な検討を得て慎重に決定する仕組みを設ける。
  - 2) 管理部が関係会社の業績を毎月取りまとめて、当社担当取締役が毎月実施する定例取締役会で当該会社の業績等について説明する。



- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会から要請があった場合は、取締役会は監査役の業務補助者を置くこととし、その人事については、監査役と意見交換した上で決定する。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および実効性の確保に関する事項

- 1) 監査役は、業務補助者の人事異動について人事担当取締役から事前に報告を受け、必要な場合は理由を付して変更を申し入れることが出来る体制を取る。
- 2) 業務補助者の賃金、その他の報酬についても監査役の同意を得た上、取締役会で決定する。
- 3) 監査役より監査に必要な命令を受けた業務補助者は、監査役の指揮命令に従い、業務の遂行を行う。

- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制および当該報告を理由として不利な取扱いを受けないための体制

取締役および使用人は下記事項を報告する。

監査役への報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由に、不利な取扱いをすることを禁止する。

- 1) 当社およびグループ全体に影響を及ぼす重要事項に関する決定
- 2) 当社およびグループ会社の業績状況
- 3) 取締役の職務遂行に関して不正行為、法令、定款に違反する重大な事実が発生する可能性のある事実を発見したとき
- 4) その他、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したとき

- ⑨ 監査役の監査の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務執行のために生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は監査役が負担した債務の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なでないことを認めた場合を除き、速やかに処理をする。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 代表取締役と常勤監査役にて、月1回程度意見交換を行う。
- 2) 監査役会は、会計監査人より監査計画を事前に受領し、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う。
- 3) 管理部および監査室は監査役の監査に必要な協力を行う。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① コンプライアンス

役職員の法令遵守の行動を徹底し、健全な職務執行を行うため、コンプライアンス教育、研修の実施、内部者通報制度の周知を行いました。また、社長が役職員行動規範を徹底するよう管理職全員に説明し、全従業員が閲覧出来る環境を整備しております。

反社会的勢力排除に向けた対応については、対応部署および担当者を設置し、神奈川県企業防衛対策協議会に加入し、定期的に行われる情報交換並びに研修会に担当者を派遣し、対応を行っております。

### ② リスク管理

当社の業務に関するリスク管理、情報管理体制の管理は社内規定で明示しており、リスクへの対応については取締役会、稟議制度等様々な段階で個別に審議し、重要事項に関しては、専門家の助言を受けております。

### ③ 重要な会議の実施状況

取締役会は毎月1回以上開催しており、取締役・監査役が出席し、社内規程により付議されるべき事項について検討し、決議しております。また、取締役・常勤監査役が参加する役員ミーティングを毎月1回開催しております。これらの会議により、会社の重要事項が十分に審議され、内部統制システムの適切な運用を監視しております。また、管理職以上の部課長会議を月1回開催し、会社の重要情報の共有並びに現場における問題の把握を行っております。

### ④ 財務報告に係る内部統制

財務報告の信頼性を確保するための「内部統制規程」を制定し、財務報告へ重要な影響を及ぼす業務プロセスを選定し、当該プロセスの構築、整備および運用状況を評価することによって、有効性の評価を行っております。

### ⑤ 内部監査

内部監査は内部監査計画に基づき管理部門が実施、監査役監査は監査役会協議により管理部門との連携の下、監査を実施しております。

## 6. 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 株式会社の支配に関する基本方針について

上場会社である当社の株券等については、株主をはじめとする投資家による自由な取引が認められていることから、当社取締役会としては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきものであり、特定の者の大量取得行為に応じて当社の株券等を売却するか否かについても、最終的には当社株主の判断に委ねられるべきものであると考えております。

その一方で、会社の取締役会の賛同を得ずに行う企業買収の中には、①重要な営業用資産を売却処分するなど企業価値を損なうことが明白であるもの、②買収提案の内容や買収者自身について十分な情報を提供しないもの、③被買収会社の取締役会が買収提案を検討し代替案を株主に提供するための時間的余裕を与えないもの、④買収に応じることを株主に強要する仕組みをとるもの、⑤当社グループの持続的な企業価値増大のために必要不可欠なお客様、取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係を破壊するもの、⑥当社が永年築いてきた水産物のサプライチェーン、安全・安心な商品サービスの提供など当社グループの本源的価値に鑑み不十分又は不相当なものなど当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反するものも想定されます。

当社としては、このような大量取得行為を行う者は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては必要かつ相当な対抗措置（以下「本プラン」と言います。）を講じることが必要と考えております。

### (2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社では、当社グループの企業価値ひいては株主共同利益を確保し、向上させるための取組として次の施策を実施しております。

#### ① 企業価値向上の取組み

当社は、顧客の皆様に対して、ローコストで安全・安心な商品を安定的に供給することが当社の企業価値であり、社会における役割であると判断しております。

当社は、この役割を果たすためには、スケールメリットと効率経営の実現が必須であると考えており、以下の基本戦略を基に年度計画を作成し、計画達成に向け役職員一体となって行動しております。

#### （基本戦略）

- 1) 本業の拡大に徹する（選択と集中）
- 2) 安全・安心な商品の集荷販売体制の確立
- 3) 全国の出荷者との連携による顧客対応

- 4) 顧客の要望に応じた商品提案
- 5) 水産資源の有効活用と環境保全

② コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、当社グループ全体の継続的な企業価値向上を具現化していくためには、コーポレート・ガバナンスの強化が必要であると認識しており、重要な戦略を効率的かつ迅速に決定、実行していく業務執行機能と業務執行に対する監督機能を明確化し、経営における透明性を高めるための各種施策の実現に取り組んでおります。

具体的には、当社は監査役による経営監視機能を重視しておりますので、監査役3名中2名は社外監査役（1名は東京証券取引所の定める独立役員）とし、監査役は毎月開催される取締役会に出席し経営の監督を行っております。

一方で取締役会とは別に毎月取締役および常勤監査役が参加した役員ミーティングを開催し、業務執行の確認と監督を行うとともに管理職以上による部課長会議を毎月開催し、情報の共有並びに問題の把握を行っております。

さらに、平成18年4月からは内部者通報制度を実施してコンプライアンス体制の整備をしております。また、平成27年6月26日開催の定時株主総会において、株主に対する取締役の経営責任を一層明確にするため、取締役の任期を2年から1年に短縮しております。

**(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要**

当社は、基本方針に照らして不適切な者による当社株式の大規模買付行為を防止するための取組みについて検討を行ってまいりました結果、具体的な対応策を導入することが適当であると判断し「当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）に関する定款変更議案および本プランの導入に関する承認議案を平成27年6月26日開催の第81期定時株主総会に提出、株主の皆様のご承認をいただき導入いたしました。また、本プランの継続に関する承認議案を平成30年6月28日開催の第84期定時株主総会に提出、株主の皆様のご承認をいただき継続いたしております。

① 本プラン継続の目的

本プランは、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するため、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様のご利益を確保し、向上させる目的を持って継続されるものです。

## ② 対抗措置の内容

買付者等が現れ、本プランに定められる手続きに基づき、対抗措置を發動すべきとの結論に達した場合は、下記③ 4)「対抗措置の具体的内容」に記載された新株予約権（当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から当社普通株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項の設定等の条件が付されたもの。以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを發動することとします。

## ③ 本プランの概要

### 1) 対抗措置発動の対象となる行為

本プランは ア) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付けその他の取得又は イ) 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為もしくはこれに類似する行為又はこれらの提案がなされる場合を適用対象とすることとします。

### 2) 買付説明書の提出

買付者等には、買付内容の検討に必要な情報および本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（買付説明書）の提出を求め、当社は買付説明書を受領後速やかに独立委員会に提出し、その旨の情報開示を行います。

### 3) 株主意思確認手続き又は独立委員会への諮問手続きの選択

当社取締役会は、買付者等からの情報・資料等の提出が十分になされたと認めた場合には、所定の取締役会検討期間を設定し、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら買付内容等を十分に評価・検討等し、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施について、株主意思確認手続きを実施するか又は独立委員会に諮問するか等について決議します。

### 4) 対抗措置の具体的内容

当社は、本プランに基づき大規模買付行為に対する対抗措置として、本新株予約権の無償割当てを実施します。本新株予約権の無償割当ては、当社取締役会決議において定める割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、1株につき本新株予約権1個の割合で無償で割り当てるものとします。ただし、買付者等を含む非適格者や非居住者による権利行使は、原則として本新株予約権を行使することとはできないものとします。

5) 本プランの有効期間

本プランは平成30年6月28日開催の当社第84期定時株主総会において承認可決され、その有効期間は、当社第84期定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

6) 株主・投資家に与える影響等

本プラン継続後であっても、本新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主に直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本新株予約権の無償割当てが実施された場合、株主が本新株予約権の行使に係る手続きを行わなければその保有する当社株式が希釈化する場合があります。ただし、当社が当社株式と引き換えに本新株予約権の取得を行った場合は、非適格者以外の株主の保有する株式の希釈化は生じません。

(4) 本取組みおよび本プランに対する当社取締役会の判断およびその理由

本取組みは、前述のとおり、基本方針の実現のため、当社グループの企業価値ひいては株主共同利益を確保し、向上させるために取組むものであります。また、本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しているとともに、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものであります。

このため、当社取締役会は、本プランが基本方針に沿うものであり、当社グループの企業価値ひいては株主共同利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

① 株主意思を重視するものであること

本プランは、株主の意思を反映させるため、平成30年6月28日開催の第84期定時株主総会において議案として付議し、承認可決されました。

なお、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の承認がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には当社株主の意思が反映されることとなっております。

② 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの継続にあたり、本プランの発動等に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主のために実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。独立委員会は、社外監査役、社外有識者から構成されるものとしています。また、独立委員会の判断の概要については、株主に情報開示することとされており、運用において透明性をもって行われます。

③ デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、株主総会で選任された取締役により構成される取締役会の決議により廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、平成27年6月26日開催の第81期定時株主総会において取締役の任期を1年に短縮しておりますので、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

~~~~~  
(注) 以上のご報告は、次により記載しております。

1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失を除き、記載金額の単位未満は切捨てにより表示しております。
2. 比率は小数点第2位以下四捨五入により表示しております。

# 貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>3,677,720</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,444,264</b>
現金及び預金	224,809	受託販売未払金	171,579
受取手形	32,669	買掛金	1,496,927
売掛金	2,733,051	短期借入金	400,000
商品	830,750	1年内返済予定の長期借入金	127,700
前払費用	4,166	未払金	112,931
短期貸付金	2,200	未払費用	37,624
その他	12,658	未払法人税等	10,585
貸倒引当金	△162,586	未払消費税等	52,985
<b>固定資産</b>	<b>1,446,710</b>	預り金	21,659
<b>有形固定資産</b>	<b>897,622</b>	賞与引当金	11,612
建物	566,077	その他の	657
構築物	19,000	<b>固定負債</b>	<b>643,715</b>
機械及び装置	31,694	退職給付引当金	421,636
車両運搬具	1,794	役員退職慰労引当金	8,250
工具、器具及び備品	45,985	資産除去債務	28,000
土地	233,070	預り保証金	152,733
<b>無形固定資産</b>	<b>3,383</b>	繰延税金負債	33,095
ソフトウェア	3,383	<b>負債合計</b>	<b>3,087,979</b>
電話加入権	0	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>545,704</b>	<b>株主資本</b>	<b>1,889,457</b>
投資有価証券	416,430	資本金	829,100
関係会社株式	13,325	資本剰余金	648,925
出資金	400	資本準備金	648,925
長期貸付金	200	利益剰余金	423,883
破産更生債権等	404,643	利益準備金	94,000
会員権	52,600	その他利益剰余金	329,883
その他	30,991	別途積立金	300,000
貸倒引当金	△372,887	繰越利益剰余金	29,883
<b>資産合計</b>	<b>5,124,430</b>	<b>自己株式</b>	<b>△12,450</b>
		評価・換算差額等	146,993
		その他有価証券評価差額金	146,993
		<b>純資産合計</b>	<b>2,036,450</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>5,124,430</b>

(注) 記載金額は千円未満切捨て表示しております。



# 損 益 計 算 書

(平成30年4月1日から  
平成31年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		36,437,180
売 上 原 価		34,818,108
売 上 総 利 益		1,619,071
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,607,670
営 業 利 益		11,400
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	8,109	
受 取 賃 貸 料	59,939	
雑 収 入	9,544	77,594
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,937	
賃 貸 費 用	72,408	
雑 損 失	1,010	77,355
経 常 利 益		11,638
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	6,245	6,245
税 引 前 当 期 純 利 益		5,392
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,304	3,304
当 期 純 利 益		2,088

(注) 記載金額は千円未満切捨て表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成30年4月1日から  
平成31年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						自己株式	株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金					
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				
				別途積立金	繰越利益剰余金			
平成30年4月1日 残高	829,100	648,925	94,000	300,000	46,568	△12,450	1,906,142	
当事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△18,773		△18,773	
当期純利益					2,088		2,088	
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)								
当事業年度中の変動額合計					△16,684		△16,684	
平成31年3月31日 残高	829,100	648,925	94,000	300,000	29,883	△12,450	1,889,457	

	評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	
平成30年4月1日 残高	159,249	2,065,391
当事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△18,773
当期純利益		2,088
株主資本以外の項目の当事業 年度中の変動額(純額)	△12,256	△12,256
当事業年度中の変動額合計	△12,256	△28,941
平成31年3月31日 残高	146,993	2,036,450

(注) 記載金額は千円未満切捨て表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準および評価方法

##### ① 有価証券

子会社株式および関連会社株式……………移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの……………移動平均法に基づく原価法を採用しております。

##### ② 棚卸資産……………個別法に基づく原価法（収益性低下による簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産……………定率法

なお、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物並びに工具、器具および備品については定額法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～38年
構築物	7～45年
機械および装置	2～12年
車両運搬具	4～5年
工具、器具および備品	2～15年

##### ② 無形固定資産……………自社利用ソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

#### (3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………売上債権・貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員賞与の支給に備えるため、支給対象期間を基準として算出した繰入額を基礎に将来の支給見込を加味して計上しております。

③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④ 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### (4) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税および地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

一般社団法人横浜南部市場管理協会に対する賃貸借契約の保証金として公共債（投資有価証券）17,968千円を差入れています。

当社関連会社である株式会社横浜食品サービスの一般社団法人横浜南部市場管理協会に対する賃貸借契約の保証金として公共債（投資有価証券）8,067千円を差入れています。

開設者差入保証の担保として公共債（投資その他の資産その他）10,136千円を差入れています。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,373,768千円

### (3) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権 531,724千円 短期金銭債務 18,667千円

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高の総額 6,489,062千円

営業取引以外の取引による取引高の総額 38,071千円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 当事業年度末の発行済株式数の種類および総数

普通株式 6,290,000株

### (2) 自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末の株式数 (株)
普通株式	32,224	—	—	32,224

(注) 普通株式（自己株式）の増減はありません。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年6月28日 定時株主総会	普通株式	18,773	3.00	平成30年3月31日	平成30年6月29日

② 基準日が当事業年度に属する配当金のうち、配当金の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和元年6月25日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- 1) 配当金の総額 18,773千円
  - 2) 1株当たり配当額 3円
  - 3) 基準日 平成31年3月31日
  - 4) 効力発生日 令和元年6月26日
- なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	127,798千円
繰越欠損金	33,273千円
貸倒引当金	162,302千円
有価証券等評価損	75,359千円
その他	20,699千円
繰延税金資産小計	419,432千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△33,273千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△386,159千円
評価性引当額小計	△419,432千円
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	33,095千円
繰延税金負債合計	33,095千円
繰延税金負債の純額	33,095千円

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要資金は銀行借入により調達しております。一時的な余資は銀行借入金の返済に充当し、資金運用およびデリバティブ取引は行わないこととしております。

#### ② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動に晒されております。営業債務である受託販売未払金および買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。借入金は主として運転資金のためのものであり、一部は金利の変動リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### 1) 信用リスクの管理

当社は、与信管理規程により、営業債権について営業部門と管理部門とが主要取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日、残高管理をするとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### 2) 市場リスクの管理

当社は、投資有価証券については、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案し、保有状況を見直しております。

##### 3) 資金調達に係る流動性リスク

各部署からの報告を基に管理部が資金繰計画を作成する等して管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成31年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額につきましては、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	224,809	224,809	—
② 売掛金及び受取手形	2,765,721		
貸倒引当金※1	△161,295		
	2,604,426	2,604,426	—
③ 投資有価証券			
その他有価証券	376,000	376,000	—
④ 破産更生債権等	404,643		
貸倒引当金※2	△372,687		
	31,956	31,956	—
資産計	3,237,192	3,237,192	—
① 受託販売未払金	171,579	171,579	—
② 買掛金	1,496,927	1,496,927	—
③ 短期借入金	400,000	400,000	—
④ 長期借入金※3	127,700	127,700	—
負債計	2,196,207	2,196,207	—

※1 売掛金及び受取手形に計上している貸倒引当金を控除しております。

※2 破産更生債権等に計上している貸倒引当金を控除しております。

※3 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

① 現金及び預金

現金及び預金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 売掛金及び受取手形

売掛金及び受取手形は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

なお、信用リスクを個別に把握することが困難なため、貸倒引当金を信用リスクとみなし、それを控除したものを時価として算定しております。

③ 投資有価証券

投資有価証券の時価については、市場価格等によっております。

④ 破産更生債権等

破産更生債権等については、個別に回収不能見込額に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

① 受託販売未払金、② 買掛金、③ 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④ 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 非上場株式(貸借対照表計上額40,429千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券」には含めておりません。また関係会社株式(貸借対照表計上額13,325千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2)金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。



## 7. 賃貸等不動産に関する注記

### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、横浜市等において、賃貸用の工場（土地を含む。）等を有しております。平成31年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は△12,468千円（賃貸収入は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

### (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額および時価は、次のとおりであります。

（単位：千円）

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
853,103	△42,702	810,400	945,118

- （注）① 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。  
 ② 当事業年度増減額のうち、主な減少額は減価償却費（43,638千円）であります。  
 ③ 当事業年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

## 8. 持分法損益等に関する注記

- |                        |           |
|------------------------|-----------|
| (1) 関連会社に対する投資の金額      | 13,325千円  |
| (2) 持分法を適用した場合の投資の金額   | 443,976千円 |
| (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 | 148,182千円 |

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金 (千円)	議決権等の 所有割合(%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	日本水産㈱	東京都 港区	30,685,513	(被所有) 直接19.8	水産物の 仕入販売	買付仕入	1,445,483	買掛金	113,983
						受託仕入	9,666	受託販売 未払金	17
						販売	19,861	売掛金	2,759

- （注）① 取引条件および取引条件の決定方針等  
 水産物の仕入・販売については、一般的取引条件と同様に決定しております。  
 ② 取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含みます。

## (2) 子会社および関連会社等

種 類	会社等の名称	住 所	資 本 金 (千 円)	議 決 権 等 の 所 有 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 内 容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千 円)
関連会社	株式会社 横浜食品 サービス	横 浜 市 区 金 沢 区	60,000	(所有) 直接49.0	水 産 物 の 仕 入 販 売 不 動 産 賃 貸 役 員 の 兼 務	買付仕入 受託仕入 販 売 不 動 産 賃 貸 取 入	312,694 4,550 6,157,423 38,071	買 掛 金 受 託 販 売 未 払 金 売 掛 金	18,075 164 531,513

(注) ① 取引条件および取引条件の決定方針等

- 1) 水産物の仕入・販売については、一般的取引条件を勘案し決定しております。
- 2) 不動産賃貸については、近隣の地代・取引実勢を参考にして両社協議により決定しております。

② 取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含みます。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 325円43銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 0円33銭   |

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和元年5月16日

横浜魚類株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 堀越喜臣 ⑩  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 安藝眞博 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、横浜魚類株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第85期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年5月17日

横浜魚類株式会社 監査役会

常勤監査役 李 代 招 久 ㊟

社外監査役 菅 友 晴 ㊟

社外監査役 越 田 進 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第85期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金3円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は18,773,328円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
令和元年6月26日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役石井良輔、柏原直樹、向後重男、松尾英俊、泉 広彦、伊藤則行、塚本秋宏の7名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	石井良輔 (昭和29年12月27日生)	昭和55年4月 当社入社 平成16年6月 取締役南部支社支社長兼冷塩部部長 平成18年6月 代表取締役社長兼本場営業部部長 平成19年6月 代表取締役社長 現在に至る	41,700株
2	柏原直樹 (昭和25年8月29日生)	昭和49年4月 日本水産株式会社入社 平成6年12月 当社入社 平成14年6月 取締役管理部部長兼総務部部長 平成18年6月 常務取締役経営企画担当兼管理部部長 平成20年4月 専務取締役社長補佐(業務全般担当) 平成30年3月 取締役副社長社長補佐(業務全般担当) 現在に至る	35,900株
3	向後重男 (昭和31年12月30日生)	昭和50年4月 当社入社 平成19年6月 取締役南部支社副支社長 兼鮮魚部部長 平成23年6月 取締役南部支社支社長 平成30年3月 常務取締役南部支社支社長 現在に至る	30,700株
4	松尾英俊 (昭和39年11月12日生)	昭和63年4月 当社入社 平成27年6月 取締役本場営業部副部長 兼販売促進部部長 平成30年3月 常務取締役本場営業部部長 現在に至る	4,000株
5	泉 広彦 (昭和32年1月15日生)	昭和55年4月 当社入社 平成25年6月 取締役本場営業部営業一部部長 平成30年6月 取締役本場営業部営業一部部長 兼販売促進部部長 現在に至る	8,700株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	伊藤 則行 (昭和34年7月25日生)	昭和57年4月 川崎魚市場株式会社入社 平成20年12月 当社入社 平成26年6月 取締役川崎北部支社支社長 兼営業一部部長 平成30年3月 取締役川崎北部支社支社長 現在に至る	5,900株
7	塚本 秋宏 (昭和37年2月7日生)	昭和61年4月 当社入社 平成20年4月 管理部部長 平成27年6月 取締役管理部部長 現在に至る	7,700株

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 会社法施行規則第74条の2に定める社外取締役を置くことが相当でない理由につきましては、本招集ご通知6頁の事業報告「3. 会社役員に関する事項」の(4)に記載しております。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役李代招久、菅友晴の2名は、本総会終結の時をもって任期満了となり、監査役越田進は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。なお、高野健吾は、越田進の補欠ではなく、その任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

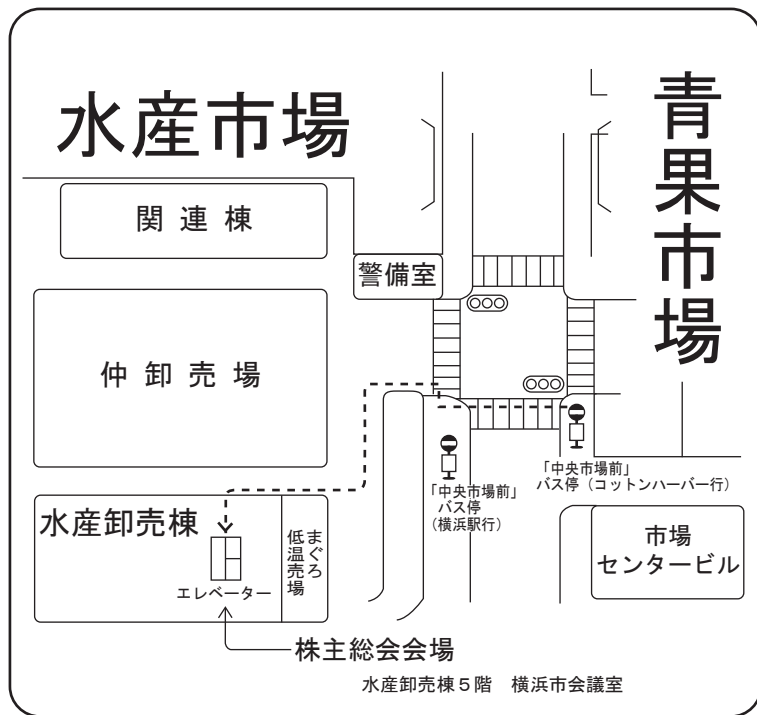
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	李代招久 (昭和31年12月10日生)	昭和54年4月 当社入社 平成18年4月 本場営業部販売促進部部长 平成26年1月 本場営業部販売促進部専門職 平成27年6月 当社常勤監査役 現在に至る	2,500株
2	菅友晴 (昭和37年1月21日生)	平成6年4月 弁護士登録 平成19年6月 当社社外監査役(現任) 平成27年6月 株式会社エレテックコーポレーション 社外監査役 現在に至る	1,000株
3	※ 高野健吾 (昭和32年8月10日生)	昭和55年4月 株式会社横浜銀行入行 平成23年6月 同行取締役執行役員市場営業部部长 平成24年5月 同行取締役常務執行役員 国際業務部担当兼市場営業部担当 平成25年4月 同行代表取締役常務執行役員 国際業務部担当 平成27年3月 同行退任 平成27年4月 浜銀TT証券株式会社入社 同社代表取締役社長 平成31年3月 同社退任 平成31年4月 横浜キャピタル株式会社入社 同社代表取締役会長 現在に至る	一株

- (注) 1. 上記候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. ※印は、新任の監査役候補者であります。

3. 菅 友晴氏および高野健吾氏は、社外監査役候補者であります。
4. 菅 友晴氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は過去に会社経営に関与した経験はありませんが、同氏の弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいためであります。
5. 高野健吾氏を社外監査役候補者とした理由は、当社の取引金融機関である株式会社横浜銀行に長年勤務されており、業務を通じて培ってきた専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいためであります。
6. 菅 友晴氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年間となります。
7. 当社は、菅 友晴氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図



## 主要交通機関

- ・ 横浜駅東口バスターミナル（4番ポール）から  
横浜市営バス 48系統「コットンハーバー経由 横浜駅前行」  
2ッ目「中央市場前」下車（バス乗車時間約10分）  
（9時台の横浜駅東口バスターミナル発車時刻は、9:00、9:20、  
9:40となっております。）
- ・ 当会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場は  
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。  
また、株主総会会場に関するお問い合わせは当社管理部（電話番号  
045-459-3800）または警備室にお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。